

Ⅱ．地方公会計制度による財務書類とは

1．地方公共団体の財務書類とは

（１）財務書類の体系

地方公共団体の財務書類の体系は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書及びこれらの財務書類に関連する事項についての附属明細書とする。なお、行政コスト計算書及び純資産変動計算書については、別々の計算書としても、その二つを結合した計算書としても差し支えない。

（２）財務書類の作成単位

財務書類の作成単位は、一般会計等を基礎とし、さらに一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類とする。なお、全体財務書類と連結財務書類の具体的な取扱いについては、要領等において整理する。

（３）会計処理

財務書類は、公会計に固有の会計処理も含め、総勘定元帳等の会計帳簿から誘導的に作成する。

（４）作成基準日

財務書類の作成基準日は、会計年度末（３月３１日）とする。ただし、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とする。その場合、その旨及び出納整理期間に係る根拠条文（地方自治法２３５条の５等）を注記する。

（５）表示単位

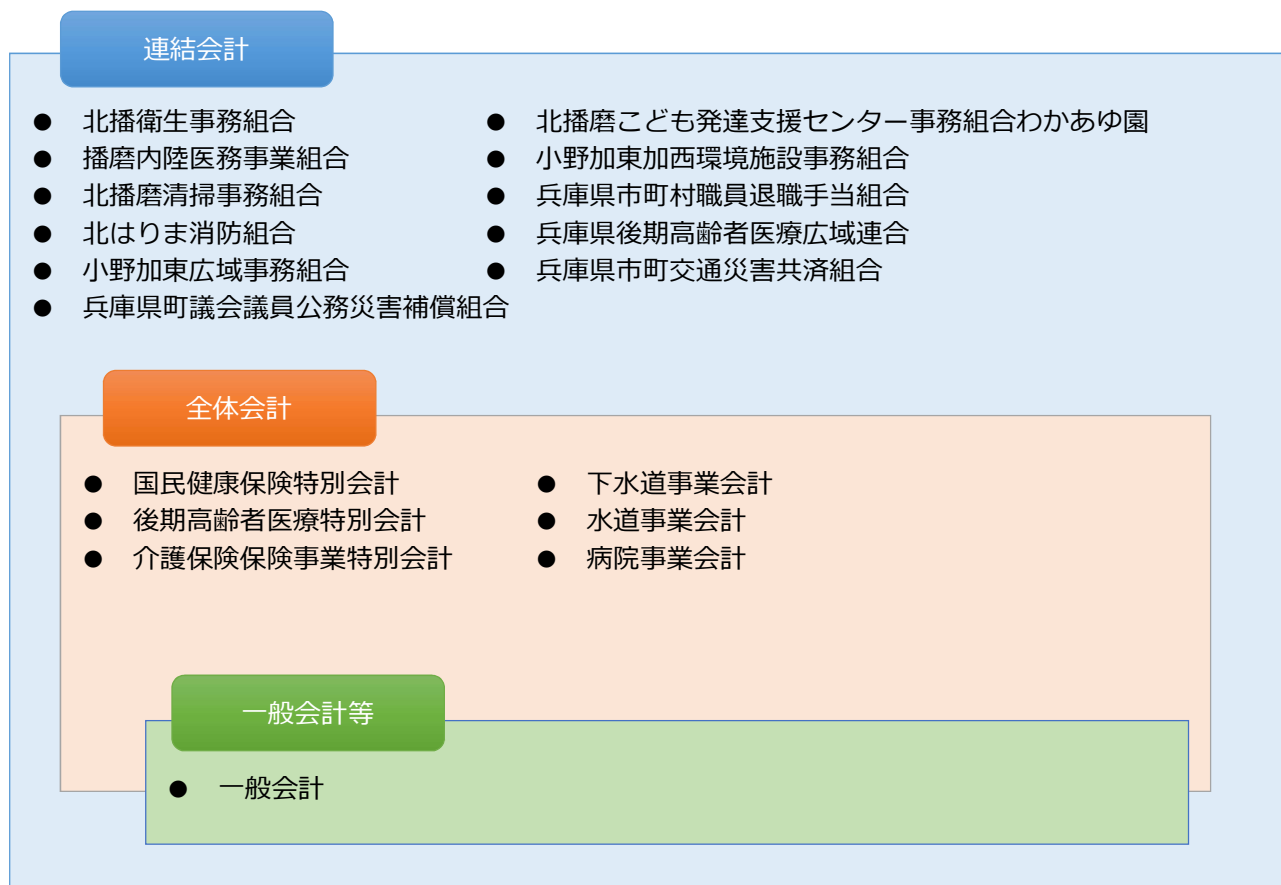
財務書類の表示金額単位は、百万円を原則とする。ただし、地方公共団体の財政規模に応じて千円単位とすることもできる。また、同単位未満は四捨五入するものとし、四捨五入により合計金額に齟齬が生じる場合、これを注記する。なお、単位未満の計数があるときは「０」を表示し、計数がないときは「－」を表示する。

（６）作成手順

一般会計等は、一般会計及び特別会計（地方公営事業会計に該当する特別会計を除く）により構成される。なお、一般会計等の対象範囲（対象とする会計名）を注記する。

一般会計等の財務書類を作成する際の合算・相殺消去の方法としては、一般会計等の計数を総計（した上で、それぞれの会計相互間の内部取引を相殺消去し、一般会計等としての純計を算出する。

(7) 財務書類の作成範囲



本年度の財務書類は、上図のとおり各会計の対象範囲にて作成する。
また、相殺については以下のとおり実施する。

相殺対象	相殺対象外
投資と資本の相殺消去	委託料の支払と受取
貸付金・借入金の債権債務の相殺消去	利息の支払と受取
補助金支出と補助金収入	
会計間の繰入れ・繰出し	
資産購入と売却の相殺消去	